



効率化の弊害！びゅう新潟の実態！

申1号 2016年度申7号「びゅうプラザの販売体制の見直しに対する申し入れ」 団体交渉確認事項の確実な履行を求める申し入れ

新潟地本は、地本申1号として「2016年度申7号『びゅうプラザの販売体制の見直しに対する申し入れ』団体交渉確認事項の確実な履行を求める申し入れ」を新潟支社に提出しました。

2017年4月に実施された「びゅうプラザの販売体制の見直し」により、びゅうプラザ新潟駅が要員7名減とされました。提案に対し2016年度申7号の団体交渉において、要員が減となっても「サービスは低下しない」「後方は後方に専念できる」「一人ひとりの業務量は変わらない」との会社回答をもって労使で一定の整理を図りました。

しかし施策実施から半年が経過した現在、団体交渉における会社の回答と実態がかけ離れているとの声が現場から寄せられています。

旅行業で働く社員は今施策における販売環境の変化に的確に対応し、収入の更なる確保はもとより、お客さまに満足いただくためのサービスの提供を必死になって行っており、団体交渉での確認事項が履行されない事態は労働組合として看過できません。

団体交渉確認事項の確実な履行を求め下枠の通り申し入れました。

申1号 申し入れ項目

1. 「サービスは低下しない」とする確認事項について、施策実施前に比して待ち時間が増加していることに対する原因を明らかにすること。
2. 「サービスは低下しない」とする確認事項について、施策実施前に比して窓口が減少していることに対する原因を明らかにすること。
3. 施策実施後に一部担務が指定されないまま店舗が運営されている原因を明らかにすること。
4. 後方担当がフロントの支援を行っていることに対して原因を明らかにすること。
5. びゅうプラザ新潟駅の2017年9月1日時点での現在員数を明らかにするとともに、適正な要員を配置すること。